

## 「道路の移動円滑化整備ガイドライン」策定

平成12年5月に、高齢者、身体障害者等が社会参加するための重要な手段である公共交通機関を利用して移動する際の利便性や安全性の向上を促進するため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が公布されました。そして、同年11月の同法の施行と同時に、「移動円滑化の促進に関する基本方針」が告示されるとともに、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」が定められました。

これらの施行を受けて、道路管理者が同基準に基づき道路特定事業の整備を行う際の考え方を示す「道

路の移動円滑化整備ガイドライン」が、平成14年11月に策定されました。

このガイドラインは、平成13年度に策定された基礎編に続くもので、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」において、実証実験等を踏まえた追加内容を検討し、全体版として取りまとめられたものです。

また、このガイドラインは、策定にあたってパブリックコメントの募集を実施し、その意見を反映するとともに、高齢者、身体障害者など移動制約者のほか、すべての人々に使いやすいユニバーサルデザインの考え方配慮して作成されています。

## 交通バリアフリー比較体験コースの体験項目について

このコースの計画を進めるにあたっては、NPOや福祉団体、地元小学校PTA等の代表の方々との意見交換会を実施しました。

多数の貴重なご意見を参考にさせていただきました。主な比較体験項目は以下のとおりです。

- ① 歩道幅員の広さの違い（構造的なものだけでなく、利用方法による幅員狭窄）
- ② 横断歩道部手前の水平区間の有無
- ③ 歩車道境界における段差および形状の違い
- ④ 歩道勾配の違い（縦断勾配、横断勾配、縦断と横断の合成勾配）
- ⑤ 車両乗り入れ部における勾配、幅員の違い
- ⑥ 路面状況の違い（平坦性、水溜りの有無等）
- ⑦ 視覚障害者誘導用ブロックの違い（連続、不連続、回り込み、輝度比の違い等）
- ⑧ 横断歩道部のグレーティングの目の粗さの違い、すべり止めの有無
- ⑨ 車止めの有無および設置位置等
- ⑩ 休憩用ベンチの有無及び種類



## バリアフリーへの取り組み



我が国では、諸外国に例を見ないほど急速な高齢化的進展によって、本格的な高齢社会の到来に直面しようとしています。

同時に、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーション理念の社会への浸透も相まって、高齢者や身体障害者等を含む全ての人々が安全・安心、かつ生き甲斐を持って生活できるような社会構築のための環境整備の推進が強く求められています。

## 交通バリアフリー比較体験コースについて

近畿技術事務所では、構内に「交通バリアフリー比較体験コース」を構築しました。

道路事業を進めていくうえにおいて、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」の数値がどのようなものかを机上の理論・数値としてだけで捉えるのではなく、実際に身をもって体験することにより交通バリアフリーに対する理解を一層深め、道路空間の利便性・安全性のより一層の向上に努めていく事が重要であると考えます。

今回構築したこの比較体験コースは、延長約200m、面積約750m<sup>2</sup>の規模で、「通行が不便な箇所の典型的なモデル」と「望ましいモデル」を構築し、次のように活用しています。

- ① 関係職員がコースを体験することにより、施設の設計・監督・維持管理等の業務に反映させる。
- ② 児童・学生等にコースを体験してもらうことにより、行政の取り組みへの理解、関心を高めてもらうと共に交通バリアフリー推進への意識の高揚を図る。

